

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	困難を抱える女性に対する支援業務
発注課	市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
選定事業者	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、様々な課題・困難・不安を抱える女性に寄り添った支援を行うもので、相談支援のほかにも、アウトリーチ（訪問）型支援や相談の契機となるようなイベントの開催をするなど、多岐に渡る業務内容に対応できる体制を整えることが必要となる。</p> <p>女性が抱える困難は様々であるため、これに対応するためにはNPO法人や関係団体との連携が必須となる。</p> <p>当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、女性のための総合相談・法律相談を実施するほか、昨年度本業務を受託しNPO法人等と連携しながら業務を履行した実績がある。また、同センターを事務局とする、困窮する女性の支援団体cludyを運営し、当該業務の履行に必要な、NPO法人との関係や関係団体とのつながりも構築されている。</p> <p>以上のことから、当該業務を確実にかつ良好に履行できるのは、同センターの指定管理者であり、かつ当該業務の履行に必要な実績・資質の備わっている当該事業者の他にはない。</p> <p>(随意契約ガイドラインⅡ-2-(2)-ア-(エ)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（100万円超のとき）</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和4年4月18日